

## VE提案における実施要項

### 1. 定義

「VE提案」とは、契約書第19条の2の規定に基づき、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額の低減を可能とする工事材料、施工方法等に係る設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。

### 2. VE提案の範囲

受注者がVE提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとするが、以下の提案は、原則として含めないこととする。

- ① 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案。
- ② 契約書第18条に規定された条件変更等に該当する事実との関係が認められる提案。
- ③ 提案の実施に当たり、関係機関協議等、第三者との調整等を要する提案。

### 3. VE提案書の提出

1) 受注者は、前項のVE提案を行う場合は、次に掲げる事項をVE提案書に記載し、発注者に提出しなければならない。なお、VE提案書の様式については、別紙によるものとする。

- ① 設計図書に定める内容とVE提案の内容の対比及び提案理由。
- ② VE提案の実施方法に関する事項。（当該提案に係る施工上の条件等を含む）
- ③ VE提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠。
- ④ 発注者が別途発注する関連工事との関係。
- ⑤ 工業所有権等の排他的権利を含むVE提案である場合、その取扱いに関する事項。
- ⑥ その他VE提案が採用された場合に留意すべき事項。

2) 発注者は、提出されたVE提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。

3) 受注者は、前項のVE提案を契約の締結日より、当該VE提案に係る部分の施工に着手する35日前までに、発注者に提出できるものとする。

4) VE提案の提出費用は受注者の負担とする。

### 4. VE提案の審査・採否等

提出されたVE提案は、施工の確実性、安全性が確保され、かつ、設計図書に定める工事の目的物と比較し、機能、性能等が同等以上で経済性が優位であると判断されるものについては、VE提案として採用することを原則として審査を行い、当該提案の採否を決定する。

### 5. VE提案の採否の通知

VE提案の採否については、VE提案の受領後14日以内に書面により通知するものとする。ただし、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。また、VE提案を採用しなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。

### 6. VE提案を採用した場合の設計変更等

1) VE提案を採用した場合において、必要があるときは、設計図書の変更を行うものとする。

2) 前項の規定により設計図書の変更が行われた場合において、必要があるときには請負金額

を変更するものとする。

3) 前項の変更を行う場合においては、VE提案により請負金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する金額（以下「VE管理費」という）を削減しないものとする。

4) VE提案を採用した後、契約書第18条の条件変更が生じた場合のVE管理費については、変更しないものとする。ただし、双方の責に帰することができない理由（不可抗力や予測する事が不可能な事由等）により、工事の続行が不可能、又は著しく工事低減額が減少した場合においては受発注者間で協議して定める。

#### 7. VE提案内容の活用と保護

評定の結果、当該VE提案内容の活用が効果的であると認められた場合は、他の工事においても積極的に活用を図るのでその場合は無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案については当該権利の保護に留意している。

#### 8. 責任の所在

発注者がVE提案を採用し、設計図書の変更を行った場合においても、VE提案を行った受注者の責任が否定されるものではない。